

越前町中学校部活動ガイドライン

令和元年 9 月

越前町教育委員会

はじめに

学校の部活動は、共通のスポーツや文化・科学に興味・関心のある生徒による自主的、自発的な参加により、各部の責任者（以下「顧問」という。）をはじめとした関係者の取組や指導の下、学校教育の一環として行われるものです。また、部活動は、技能の向上を図る目的外にも、生徒の自主性や協調性、社会性を伸長し、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義が大きい活動でもあります。

本町においても、生涯にわたって主体的にスポーツや芸術に親しむ態度を育成するため、部活動の充実を図り、これまで大きな教育的成果を上げてきました。

一方、少子化が進展する中、生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少による部活動運営上の問題点、専門性を有する顧問教員の不足、活動時間と休養のバランスを含めた指導の在り方などの改善すべき課題もあります。

このような中、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が最適な形で実施されることを目指し策定された、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.3 スポーツ庁）および「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.12 文化庁）に則り、平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」が福井県教育委員会より示されました。

越前町教育委員会では、国のガイドラインに則り、県の方針を参考にして、各中学校における部活動が運営や指導面で充実し、生徒にとって一層有意義な教育活動になるための指針として、「越前町中学校部活動ガイドライン」を作成します。

本方針に基づき、家庭や地域、運動部活動に関連する各種団体の理解と協力を得ながら、各中学校での部活動が適切に運営されることを目指します。

令和元年 9 月

越前町教育委員会

1 部活動の位置づけ、意義

【中学校学習指導要領 第1章 総則より抜粋】

第5 学校運営上の留意事項 1のウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

- 部活動は、学校教育の一環として取り組まれ、共通のスポーツや文化・科学等に興味や関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、より高い技能や知識の習得を目標に継続して努力し、充実感や達成感を味わうなど、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つものです。
- 部活動は、共通の目標を掲げた生徒集団が、切磋琢磨する中で、学級や学年の枠を越えて仲間や指導者との絆を深めながら、学級とは異なる人間関係の形成につながります。また、活動を通して自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、社会的資質を培うために重要な活動です。
- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現したり、芸術を楽しんだりする資質・能力を育む基盤であり、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを強めます。また、学校の伝統や特色づくり、愛校心の高揚に寄与するなど、学校経営の視点からも重要な活動です。
- 部活動は、以上のとおり、その教育効果は絶大なものがあります。それゆえ、各校の実態に応じて運営体制を整え、教職員にも生徒にも無理のない持続可能な運営がなされるものでなくてはなりません。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置します。中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう適宜見直しを行っていきます。
- ② 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意します。
- ③ 校長は、毎月の活動計画の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行います。
- ④ 校長及び教頭は、定期的に部活動を巡回し、生徒の活動状況や指導者の指導方法等について確認し、必要に応じて指導・助言を行います。

(2) 部活動の方針、活動計画の策定等

- ① 各中学校は、本ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（様式1参照）を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表します。
- ② 顧問は、年間の活動計画ならびに毎月の活動計画を作成し、校長に提出します。あわせて保護者にも周知します。また、毎月の活動実績（活動日時、場所等）を作成し、校長に提出します。

(3) 適切な休養日等の設定

- ① 顧問は、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた健全な生活を送ることができるよう、以下を基準として適切な休養日を設定します。

- ◇ 1週間当たり2日以上休養日を設ける。
- ◇ 土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上部活動休養日を確保する。

- ・平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」）に少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・大会前の練習や大会への参加等で週末に2日間活動した場合は翌週の平日の休養日を2日間設けるなど、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようにする。

（４）適切な活動時間の設定

- ① 顧問は、生徒にとって過重負担とならないよう、以下を基準として適切な活動時間を設定し、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

- ◇1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- ◇学校の休業日（学期中の週末も含む）の活動時間は3時間程度とする。
 - ・練習試合等で休業日の活動時間が3時間を超える場合は、特に生徒の心身の健康状態の把握に努める。
 - ・休業日の3時間以上の活動が常態化しないように、活動計画を立てる。

- ② 学校は、下校時の安全確保等に配慮し、日没時刻を踏まえた活動終了時刻を設定します。

（５）大会・コンクール等参加数の設定

- ① 校長は、部活動の意義や生徒・顧問の負担が過度とならないよう考慮し、参加する大会やコンクール等を精査します。
- ② 顧問は、大会・コンクール等への参加について、事前に計画書を校長に提出し、承認を得ます。また、参加について保護者の了解を得ます。

3 望ましい指導の在り方

(1) 学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有

- ① 校長は、部活動顧問会議を開催し、全教職員で活動の方向性を確認して共通理解を深めるとともに、顧問間で意見・情報の交換を行い、指導の工夫・改善に努めます。
- ② 顧問は、目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得るよう留意します。

(2) 外部指導者等の協力確保、連携

- ① 校長は、越前町教育委員会と協議の上、教職員の多忙化解消や専門的な技術指導の充実に向けて、部活動指導員や地域指導者等の外部指導者を積極的に活用します。その際、教員と外部指導者との役割を明確にし、互いに連携を図ることによって、より効果的な指導を行えるよう指導体制を工夫します。

(3) 生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成

- ① 顧問は、運営・指導者としての一方的な方針のみにより活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ各活動の目標、指導の方針を検討、設定します。

(4) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ① 顧問は、「スポーツ医科学を取り入れた指導法」や「文化部活動に関わる各分野の関係団体の作成する指導手引」等を積極的に活用し、自らの指導力の向上に努めます。
- ② 顧問は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒に対し適切に説明し、生徒が理解して活動することにより、主体的に自立して取り組む力を育むよう留意します。

(5) 事故防止、安全確保に留意した指導

- ① 学校は、生徒の安全確保を第一に考え、活動中はもちろん、活動

のための移動や準備の段階から事故の未然防止の対策を講じるとともに、事故発生時を想定した緊急連絡体制を確立し、全教職員の共通理解を図ります。

- ② 顧問は、養護教諭や担任等と連携し、生徒の健康・安全管理上の配慮事項を把握し、活動の際には、生徒の健康状態や天候や気温等の環境条件に配慮します。また、副顧問や外部指導者等と連携・協力して、できるだけ多くの目で生徒の活動を見守り、支援する体制づくりに努めます。

(6) 体罰・不祥事等の防止

- ① 校長は、次の項目について、部活動顧問会議や定期的な部活動の巡回等を活用し、各顧問に指導・助言を行います。また、顧問は、部長・キャプテンをはじめとする生徒の声を聞く機会を設けたり、顧問間で情報交換したりすることで、指導・活動の改善に努めます。

- | |
|---|
| <p>ア 生徒の人権を尊重し、生徒理解をベースとした運営・指導</p> <p>イ 体罰の根絶と様々なハラスメントの防止の徹底</p> <p>ウ 運営に係る経費の適正な取り扱い</p> |
|---|

4 地域との連携

(1) 学校と地域の協働による環境整備

- ① 町教育委員会および校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や各種団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域の協働体制での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進めます。

(2) 保護者の理解と協力の促進

- ① 町教育委員会および校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

（参考様式１）学校の部活動に係る活動方針

生徒の実態	ねらい	保護者の願い
学校や地域の実態	活動方針、活動計画 ※活動時間、休養日を明記	地域の要望
設置部活動		外部指導者との連携
指導力向上		危機管理体制
		評価と改善

※ 活動方針には、上記項目を含めて記載すること。

なお、様式については、適宜変更可とする。